

淀川水系河川整備計画策定に向けて

- 淀川水系河川整備計画策定の流れ
- 淀川水系流域委員会の任務と役割について
- 淀川水系流域委員会の審議状況について
- 意見書本文について(1)
- 意見書本文について(2)
- 淀川水系河川整備計画案の作成について

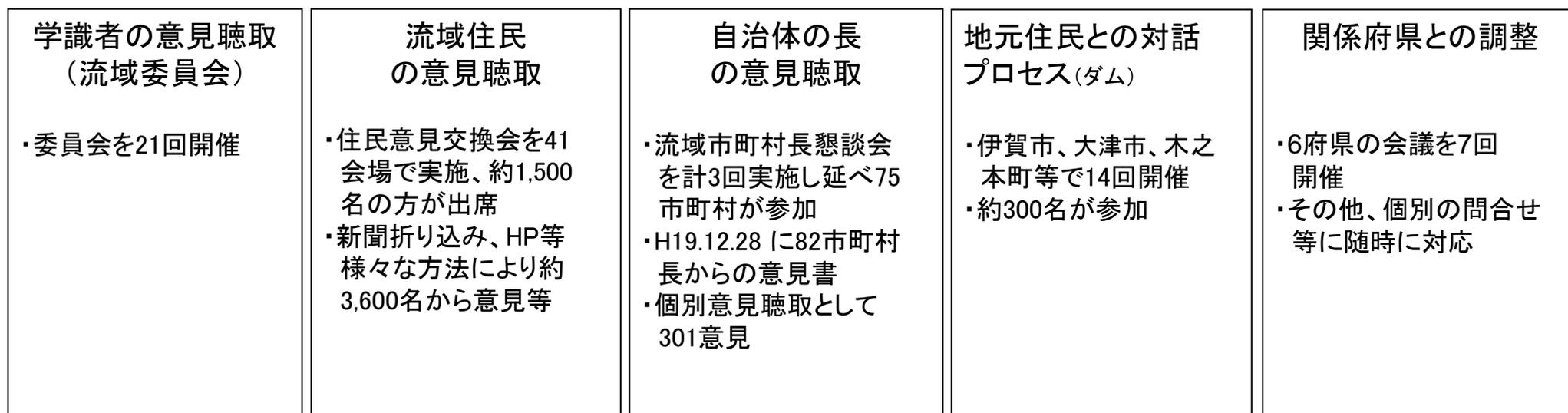
淀川水系河川整備計画策定の流れ

河川法に基づき以下の手続きを実施

平成19年8月16日 河川整備基本方針の策定

(各府県知事も参加した社会資本整備審議会での審議を経て河川管理者が作成)

平成19年8月28日 河川整備計画原案(意見聴取のためのたたきき台)の作成



河川整備計画(案)の作成

各府県知事経由

府県知事への意見照会

市町村長への意見聴取

河川整備計画の策定

可
及
的
速
や
か
に

淀川水系流域委員会の任務と役割について

○流域委員会は、河川法の趣旨に基づき学識経験者からの意見聴取の場として設置。
委員には専門的知識をもとに意見（専門分野から見た原案の妥当性、解決策等）を述べて
いただくこととしている。（専門以外の分野に関するコメントを排除するものではない）

【第58回流域委員会資料（平成19年8月29日）】

○学識経験者は、自らの専門的知識をもとに意見を述べることが基本的任務であることに鑑
み、委員就任を依頼する際には、委員としての役割や特に意見を求めたい分野を明確にしておく
必要がある。
○委員会は十分な議論を行うことに重きを置く一方で、必ずしも意見統一にとらわれること
なく運営の効率化に積極的に取り組み、スケジュール管理、コスト縮減を図る必要がある。

【レビュー委員会の見解（平成19年4月6日）】

淀川水系流域委員会の審議状況について

- 平成19年8月9日の第57回委員会において、平成19年度末を目途に河川整備計画を策定する予定であることから、平成19年内までの意見提出を要請
- その後の審議状況の中で、平成19年12月末までの意見提出は不可能となったが、河川管理者からは一日も早い意見提出を繰り返し要請
- 一方、委員の中からも、会議回数を増やすことで審議を促進する、各委員から個別に意見を出す等の前向きな提案もあったが、結局、委員会では採用されなかった
- 結果として、平成20年4月25日に意見書本文を受理したが、河川整備計画原案提示以降、意見書本文の提出までに要した審議時間は約90時間
- これまでの審議に要した費用は膨大

意見書本文について(1)

- 学識経験者の意見は、本来、専門的知識に基づく理由や根拠が明確に記述されるべきもの
- 4月25日に委員会から受理した意見書本文は、審議過程の議事録を添付することを条件に簡単な文章になっており、意見書だけでは内容を正確に理解できない不備なもの
- 5月13日時点においても第77回委員会の議事録は完成していない
- 報道等により、流域委員会が4月22日の委員会で「淀川4ダム不要」等の結論を下したとの誤解が生じ、一部の市町村長や住民から近畿地方整備局に対して問い合わせがある等、困惑
- このため、4月25日、「『淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)に対する意見』における主要事項についての事実関係及び河川管理者の考え」を市町村長あてに送付
- また、意見書本文の各項目についてこれまでの議事録を確認して、別表を作成

意見書本文について(2)

【意見書本文】

- ・意見書本文には「委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める」と記述

【委員会での審議結果等】

- ・委員会では、この事項を意見書本文に記述するにあたって「委員会には原案の再提示を求める権限はない」との見解に立ち、「再提示されるよう期待する」との趣旨であることを確認

【河川管理者の考え】

- ・河川整備計画原案は、関係府県知事や関係市町村長から河川法に基づく正規手続きとしてご意見をお聴きするときの河川整備計画の案とは異なり、こうした案を詰めていくために事前にご意見をいただく「たたき台」として作成したものであり、改めて作り直す性格のものではない

淀川水系河川整備計画案の作成について

- 流域委員会からの意見（意見書本文及び関係議事録）は、関係住民、関係自治体の長の意見と同様、重く受けとめる。
- 関係住民、関係自治体の長、学識経験者からいただいた意見を勘案した上で、近畿地方整備局が責任を持って適切に判断し、一日も早く河川整備計画の案を作成するための作業にとりかかったところ。